

課長補佐



主任主査

主任



主事

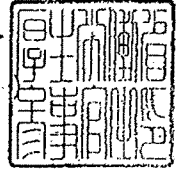
主事



政統雇発 0627 第 1 号  
平成 30 年 6 月 27 日

愛知県統計主管課長 殿

厚生労働省政策統括官付参事官  
(雇用・賃金福祉統計担当)



毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査第一種事業所部分入替えの  
予備調査の実施及び予備事業所名簿等の送付について

毎月勤労統計調査の実施につきましては、平素より特段のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 31 年 1 月分調査から実施予定の第一種事業所に係る部分入替えの実施については、平成 30 年 6 月 27 日付政統発 0627 第 4 号により通知し、指定予定事業所名簿を送付しているところです。

つきましては、予備調査に必要な予備事業所名簿及び抽出率逆数表を送付しますので、「毎月勤労統計調査部分入替え事務取扱要領～全国調査及び地方調査第一種事業所～（平成 31 年 1 月分調査）」（以下「部分入替え要領」という。）に基づき、下記に留意の上、予備調査業務を実施されますようお願いいたします。

記

- 1 部分入替え要領「I-2 指定予定事業所の予備調査 事前準備」から「I-4 処理完了」に基づき、名簿について所要の確認を行い、名簿に誤りがあれば「毎月勤労統計調査オンラインシステム」（以下「毎勤システム」という。）上で訂正を行うこと。
- 2 毎勤システムの詳細な使用方法については、毎月勤労統計調査ブロック別事務打合せ会議にて使用した「毎月勤労統計調査オンラインシステム利用手引書 抜粋版（都道府県用）4-4 第一種抽出替え（部分入替え）」によること。
- 3 予備調査の処理完了期限は、平成 30 年 10 月 9 日（火）であること。

【担当】

厚生労働省政策統括官付参事官付  
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 小野  
TEL 03-5253-1111(内線 7606)  
FAX 03-3502-5396



政統雇発 1228 第 1 号  
平成 30 年 12 月 28 日

愛知県統計主管課長 殿

厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官  
(雇用・賃金福祉統計室長(併任))

毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査第一種事業所部分入替えの予備調査の実施等について  
(事業所規模 500 人以上の追加指定予定事業所分)

毎月勤労統計調査の実施につきましては、平素より格段のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 31 年 1 月分から実施予定の第一種事業所に係る部分入替えの実施等について (事業所規模 500 人以上の追加指定予定事業所分) は、平成 30 年 12 月 28 日付政統発 1228 第 1 号により通知し、確認事業所一覧を送付しているところです。

つきましては、予備調査に必要な確認事業所一覧及び抽出率逆数表を送付しますので、「毎月勤労統計調査部分入替え事務取扱要領～全国調査及び地方調査第一種事業所～(平成 31 年 1 月分調査)」(以下「部分入替え要領」という。)に基づき、下記に留意の上、予備調査業務を実施されますようお願いいたします。

#### 記

- 1 部分入替え要領「I-2 指定予定事業所の予備調査 事前準備」から「I-4 処理完了」に基づき、確認事業所一覧について所要の確認を行い、誤りがあれば「毎月勤労統計調査オンラインシステム」(以下「毎勤システム」という。)上で訂正を行うこと。  
(今回、事業所規模 500 人以上の追加指定事業所の依頼のため、平成 31 年 1 月分以降も 500 人未満となる場合は、指定対象外 (調査不能理由「6 その他」)としてください。)
- 2 毎勤システムの詳細な使用方法については、毎月勤労統計調査ブロック別事務打合せ会議にて使用した「毎月勤労統計調査オンラインシステム利用手引書抜粋版 (都道府県用) 4-4 第一種抽出替え (部分入替え)」によること。
3. 予備調査の処理完了期限は、平成 31 年 1 月 18 日 (金) であること。

#### 【連絡先】

厚生労働省政策統括官付参事官付  
雇用・賃金福祉統計室  
毎勤第三係 渡邊  
電話 03-5253-1111 (内線 7650)